

令和 8 年度 事業計画

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第 1 奨学金等給与事業 (73, 363 千円)

1 学用品費 (月額) の給与

(1) 幼稚園等に在園等する小学校入学前 3 年間の奨学生

総 数	継 続	(月額 10,000円)	5 人
	新 規		5 人
	計		10 人
給 与 期 間			12 月

(2) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 12,000円)	56 人
	新 規		9 人
	計		65 人
給 与 期 間			12 月

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に在学する奨学生

総 数	継 続	(月額 14,000円)	47 人
	新 規		5 人
	計		52 人
給 与 期 間			12 月

2 奨学金 (月額) の給与

(1) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校 3 年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生

総 数	継 続		56 人
	新 規		4 人
	計		60 人
一般及び負担が特に重い別	一 般	(月額 21,000円)	49 人
	負 担 が 特 に 重 い	(月額 27,000円)	11 人
	計		60 人
給 与 期 間			12 月

(2) 大学、大学院、高等学校専攻科、高等専門学校4年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生

総 数	継 続		58人
	新 規		4人
	計		62人
国・公立 私立別	国・公立	(月額 35,000円)	10人
	私 立	(月額 40,000円)	52人
	計		62人
給 与 期 間			12月

(3) 外国の大学又は大学院に在学する奨学生

総 数	継 続		1人
	新 規		1人
	計		2人
地域別	第1地域	(月額 100,000円)	1人
	第2地域	(月額 70,000円)	0人
	第3地域	(月額 60,000円)	1人
	第4地域	(月額 50,000円)	0人
	計		2人
給 与 期 間			12月

総括表

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
継 続	5	56	47	56	58	1	223人
新 規	5	9	5	4	4	1	28人
(国・公立等)				(49)	(10)		(59人)
(私立等)				(11)	(52)		(63人)
計	10	65	52	60	62	2	251人

前年度対比

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
8年度	10	65	52	60	62	2	251人
7年度	12	69	51	65	57	1	255人
増減	△2	△4	1	△5	5	1	△4人

3 入学等準備一時金の給与

(1) 幼稚園等に入園等又は在園等する小学校入学前3年間の奨学生

総 数	継 続	0 人
	新 規	3 人
	計	3 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(2) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に入学した奨学生

総 数	継 続	3 人
	新 規	1 人
	計	4 人
一時金（1人当たり）		80,000 円

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に入学した奨学生

総 数	継 続	14 人
	新 規	3 人
	計	17 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(4) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校高等課程及び特別支援学校高等部に入学した奨学生

総 数	継 続	17 人
	新 規	1 人
	計	18 人
一時金（1人当たり）		50,000 円

(5) 大学、大学院、専修学校専門課程に入学した奨学生又は高等学校専攻科に進級した奨学生

総 数	継 続	19 人
	新 規	1 人
	計	20 人
一時金（1人当たり）		200,000 円

(6) 外国の大学又は大学院に入学した奨学生

総 数	継 続	1 人
	新 規	0 人
	計	1 人
一時金（1人当たり）		500,000 円

総括表

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
継 続	0	3	14	17	19	1	54 人
新 規	3	1	3	1	1	0	9 人
計	3	4	17	18	20	1	63 人

前年度対比

区 分	園児等	小学生	中学生	高校生	大学生等	海外留学生	計
8 年度	3	4	17	18	20	1	63 人
7 年度	3	9	20	25	19	1	77 人
増減	0	△ 5	△ 3	△ 7	1	0	△ 14 人

4 修学継続支援一時金の給与

災害並びに放火又はもらい火による火災等により被災した奨学生

一か月以上の治療を要する重傷を負った奨学生	一人につき	100,000 円	1 人
居住する家屋が全壊又は全焼した奨学生	一人につき	100,000 円	1 人
居住する家屋が大・中規模半壊又は半焼した奨学生	一人につき	50,000 円	1 人
居住する家屋が半壊又は部分焼した奨学生	一人につき	30,000 円	1 人

前年度対比

区 分	重 傷	全 壊 等	大規模半壊等	半 壊 等	計
8 年度	1	1	1	1	4 人
7 年度	1	1	1	1	4 人
増減	0	0	0	0	0 人

第2 生活指導相談事業（ 4,264 千円）

1 「ふれあい」の発行

発 行 年 月 日	号 数	発行部数	備 考
令和8年4月15日	ふれあい春季号 No.174	6,100	* 奨学生家庭、同OB家庭、評議員、役員、選考委員、関係中央官庁、国立国会図書館、全国警察機関、都道府県知事、教育委員会、各種協力団体、寄附者等に配布し、被害者等の心の交流を図るとともに、基金事業に対する理解と社会連帯共助の精神的基盤の確立を図ろうとするものである。
令和8年7月1日	ふれあい夏季号 No.175	6,100	
令和8年10月1日	ふれあい秋季号 No.176	6,100	
令和9年1月1日	ふれあい新年号 No.177	6,100	
計	4 回	24,400	

2 「事務局ノート」の発行

発行年月日	号数	発行部数	備考
令和8年6月20日	No. 138	210	* 奨学生家庭、警察庁、都道府県警察本部犯罪被害給付事務担当課等に配布し、意思の疎通と事務処理の迅速・適正化を図ろうとするものである。
令和9年2月2日	No. 139	210	
計	2回	420	

3 ふれあい相談活動

奨学生や保護者からの意見、要望、悩みなどの生活相談に積極的に対応するとともに、近況報告等でいただいた意見、希望・要望等を基金事業の推進・改善等の参考とする。

第3 奨学生等調査事業 (377 千円)

申請に至っていない潜在奨学生を漏れなく把握するため、綿密な調査活動や関係機関との連携を充実強化するとともに、問題のある奨学生や申請事案について必要な現地調査・指導等を実施する。

第4 支援金支給事業 (5,000 千円)

犯罪被害者等であって、現に著しく困窮している重度障害者等で、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められる者には「重度障害者等支援金」を、社会的養護を離れて自立する奨学生には「ケアリーバー支援金」を支給する救援事業を実施する。

第5 広報・啓発活動事業 (4,513 千円)

- 1 基金事業の概要、被害者等の声等を掲載した小冊子「明日の笑顔のために」及びポスターを作成し、警察関係機関、都道府県市区町村、被害者支援団体、関連団体等に配布し潜在奨学生の絶無を期するとともに基金事業に対する理解と犯罪被害者等に対する支援をお願いする。
- 2 全国被害者支援ネットワーク等と共同開催する「全国犯罪被害者支援フォーラム」の開催費用の一部を負担する。
- 3 犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）主催による「犯罪被害者週間全国大会」の協賛として大会経費の一部を負担する。

第6 調査研究助成事業 (0 千円)